

特殊詐欺連合捜査班運用要綱の改正について

令和 7 年 3 月 26 日

警察庁丁組二発第109号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から

警視庁刑事部長、警視庁犯罪対策部長、各道府県警察本部長宛て

(概要)

広域的に行われる特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺について、他の都道府県警察からの捜査囑託を受理する体制として、各都道府県警察に構築された特殊詐欺連合捜査班に関し、都道府県警察間の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に係る捜査連携の円滑化を促進させながらも、首謀者、指示役等の中核被疑者等に対する捜査等を一層強力に推進するため、その運用要綱を改め、示達したものである。